

## 行田市南河原支所

### 《施設の概要》

- 1 所在地 行田市大字南河原790番地
- 2 建築年 昭和59年（築26年）
- 3 設置根拠 ・行田市支所設置条例

### 《現在の状況》

平成18年1月1日に行田市と旧南河原村が合併してから、旧南河原村役場は行田市南河原支所として、地域の拠点として利用されているが、多くの業務が本庁舎に統合されたため、多くの空きスペースが存在する状況である。

### 《施設所管課の意見》

支所機能は当面は維持していきたいと考えるため、支所の空きスペースについて民間への賃貸を検討することが適当と思われる。第2庁舎（旧教育委員会）については、耐震性の問題から賃貸は困難と考える。

### 《その他特記事項》

# 旧南河原在宅介護支援センター

施設所管課：高齢者福祉課

## 《施設の概要》

- 1 所在地 行田市大字南河原2611番地2
- 2 開設年月日 平成16年1月1日（築6年）
- 3 総工費 約7,300万円
- 4 主な館内施設 床暖房のホール、相談室、会議室、事務室等

## 《平成20年度決算額》

施設管理費：447,472円

## 《現在の状況》

平成18年1月の合併時に地域型介護支援センターに位置づけたが（市内7ヶ所）、介護保険法の改正に伴い、同年4月に担当地域を再編制。市内4ヶ所の在宅介護支援センターを地域包括支援センターに移行し、当該南河原を含む3つのセンターを廃止。

## 《施設所管課の意見》

今後の有効活用に向けて以下の方策を引き続き検討する。

- ①市内利用者への賃貸
- ②民間への売却

## 《その他特記事項》

- ・第1・3木曜日の子育てサークルの利用（平成21年夏以降の利用なし）。
- ・施設を貸し出せば経費がかかる。また、使い勝手が悪いという意見有り。
- ・一部借地する部分に浄化槽が設置。
- ・県のくにつくり貸付金の償還期間があと5年残っている。

# 行田市老人福祉センター大堰永寿荘

施設所管課：高齢者福祉課

## 《施設の概要》

- 1 所在地 行田市大字須加 3 7 9 2 番地
- 2 開設年月日 昭和 4 7 年 9 月 5 日 (築 3 7 年)
- 3 主な館内施設 大広間 (ステージ有り)、研修室、浴室等
- 4 設置根拠
  - ・行田市老人福祉センター設置及び管理条例
  - ・行田市老人福祉センター設置及び管理条例施行規則

## 《平成 2 0 年度決算額》

指定管理料：4 0 , 3 1 4 , 0 0 0 円 (永寿荘と南河原荘の 2 施設合計額)

使用料収入： 1 , 4 2 1 , 6 0 0 円

## 《現在の状況》

現在、指定管理者である社会福祉法人行田市社会福祉協議会により管理を行っている。

高齢者に対して低額な料金で、健康の増進、レクリエーション活動の場を提供する施設として、今後の高齢者数の増加により、更なる需要が見込まれる。

## 《施設所管課の意見》

- ・当面は現状のまま利用。
- ・将来的には南河原荘との統合を検討。

## 《その他特記事項》

- ・建設当時、個人からの寄附金 1 , 5 0 0 万円有り。

# 行田市老人福祉センター南河原荘

施設所管課：高齢者福祉課

## 《施設の概要》

- 1 所在地 行田市大字南河原2611番地1
- 2 開設年月日 昭和52年4月26日（築33年）
- 3 主な館内施設 大広間（ステージ有り）、研修室、浴室等
- 4 設置根拠
  - ・行田市老人福祉センター設置及び管理条例
  - ・行田市老人福祉センター設置及び管理条例施行規則

## 《平成20年度決算額》

指定管理料：40,314,000円（南河原荘と永寿荘の2施設合計額）

使用料収入：602,682円

## 《現在の状況》

現在、指定管理者である社会福祉法人行田市社会福祉協議会により管理を行っている。

高齢者に対して低額な料金で、健康の増進、レクリエーション活動の場を提供する施設として、今後の高齢者数の増加により、更なる需要が見込まれる。

## 《施設所管課の意見》

- ・当面は現状のまま利用。
- ・将来的には永寿荘との統合を検討。

## 《その他特記事項》

- ・土地の2/3は借地。
- ・合併協議の際、南河原荘の存廃についての議論はなし。
- ・利用者の2割が減免適用

# 行田市勤労会館

施設所管課：商工観光課

## 《施設の概要》

- 1 所在地 行田市長野1丁目17番5号
- 2 開設年月 昭和51年3月（築34年）
- 3 設置根拠
  - ・行田市勤労会館条例
  - ・行田市勤労会館管理規則

## 《平成20年度決算額》

管理運営費：2,130,541円

使用料収入：431,400円

## 《現在の状況》

勤労者福祉施設として設置されたものであり、開館当時は組合事務所も常駐し、勤労者が集う場所であった。現在は、ダンスサークル等が定期的に利用している。

## 《施設所管課の意見》

勤労者福祉施設としての機能は、労働組合撤退とともに無くなり、現在は、その他の貸館と同じ運営形態をとっている。老朽化が進み、駐車場の不足などから利用者が伸び悩んでいる。

## 《その他特記事項》

雨漏り対策や耐震基準を満たす修繕を要する。

# 行田市児童交通公園

施設所管課：防災安全課

## <施設の概要>

### (交通公園)

- 1 所在地 行田市富士見町2丁目9番地
- 2 開設年月日 昭和46年4月7日
- 3 面積 5,467㎡
- 4 設置根拠 行田市児童交通公園の設置及び管理に関する条例

### (管理棟)

- 1 所在地 行田市富士見町2丁目9番地
- 2 建築年月 昭和46年4月(築40年)
- 3 床面積 100.25㎡(事務室、和室、トイレ、給湯室)

## <平成20年度決算額>

施設管理費：1,648,158円

使用料収入：29,915円

## <現在の状況>

本公園は児童・生徒に対する交通安全教育の場として利用されているが、施設の老朽化が激しくなっている。

## <施設所管課の意見>

管理棟については、建築から既に40年が経過しており老朽化が著しいため、管理棟関連施設の改修を行い、利用者の利便性を図っていきたい。

## <その他特記事項>